

22 建 企 第 311-2 号
平成 22 年 7 月 23 日

関係業団体の長 あて

建 設 部 長

建設業におけるつり足場等からの墜落・転落による労働災害防止の徹底について
(通知)

日頃は、本県の建設行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

毎年、つり足場からの墜落・転落事故が多発しています。本県では、一部の工事で施工方法の施工計画書への添付省略を認めているため（愛知県土木工事標準仕様書 1-1-6 施工計画書参照）、つり足場を用いる現場においても、作業計画を発注者が把握できない場合があります。

発注者としても、労働災害防止のためつり足場を用いる場合は作業計画を把握する必要があります。そのため、つり足場を使用する工事においては、別記に示すとおり、施工計画書に施工方法を添付することとします。つきましては、会員の方への周知をお願いいたします。

なお、参考までに別紙のとおり、愛知労働局労働基準部安全課長からの事務連絡を添付します。ご承知おきください。

担 当 建設企画課建設技術グループ
電 話 052-954-6507(ダイヤルイン)
内 線 2875

※ 別記は添付省略

記

1 方法

つり足場を使用する工事においては、施工計画書へ施工方法を添付することを特記仕様書に明記。

2 特記仕様書への記載例（下線部が今回追記内容）

施工計画書（企）

第〇〇条 施工計画書の省略可能な項目

1 請負者は、施工計画書の作成にあたり、省略する項目について監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

2 請負者は、つり足場を使用する工事においては、いかなる工事であっても、施工計画書に施工方法を添付しなければならない。なお、土木工事標準仕様書 1-1-6 施工計画書において、請負代金額が 2,500 万円未満の工事、単価契約工事については、施工方法を省略できるとあるが、つり足場を使用する工事は適用外とする。

3 適用

平成 22 年 8 月 1 日以降に公告を行う全工事。